

令和4年9月12日

個人の破産、再生手続における公告に関する意見

日本司法書士会連合会
会長 小澤吉徳

当連合会は、標記について次のとおり意見を申し述べる。

【意見の要旨】

- 1 個人破産手続、個人再生手続における公告手続のうち、個人の同時廃止破産手続については公告そのものを廃止し、その他の手続については、公告内容の見直しをするべきである。
- 2 破産情報の公開の制限と、破産情報を正当な理由なく第三者提供した者への罰則強化をするべきである。

【意見の詳細】

1 破産者マップ問題

官報のインターネット上での公開データをもとにしたと思われる、破産者マップなるものが2019年にインターネット上のサイトで公開された。グーグルマップ上に破産者等（過去に破産申立した者、個人再生申立した者等）の住所地がマークされ、そのマークからは、簡単にその住所地周辺の破産者等の住所氏名が判明するものである。

個人情報保護委員会からの行政指導でサイトは閉鎖されたが、次々と同様のサイトが現れている。中には情報の削除に金銭の要求をするサイトまで出現している。

破産者にとっては、すでに復権しており破産者ではないにも関わらず、社会的評価を著しく低下させ、名誉を毀損するものであり、非常に辛い状況を強いるものである。

また、過去の破産者情報は某無料掲示板にもデータとして公開されており、もはや削除が難しい状況になっている。

これでは破産法、民事再生法等で定める債務者の経済生活の再生を図るという目的が阻害される。個人のプライバシーの保護という観点からも看過できない。

2 事後救済から事前規制へ

個人情報保護法違反であることは明白であるが、情報がサイトに掲載されてからでは、もはやその情報を全て回収したり、サイト上から全てを削除することは困難である。これまでは事後救済とならざるを得なかったが、今後同種の問題を発生させないことが何より必要である。そのためには、事前規制に転換するべきであり、破産者等の情報が個人情報として収集できないような仕組みが必要である。

3 破産者等の情報収集を困難にする方法

破産手続には破産情報の公開が必要であるとの考えも理解できる。手続上債権者から漏れる者が生じる危険性を考えると公告制度は債権者の保護につながるばかりか、公告をし、広く一般に知らされることで、免責を得ることができるという考えもなり立ち、結果として破産者の保護にも一定程度つながっているとと言える。

しかし、現状の公告制度に問題があるのは上記のとおりである。破産者等の情報収集を困難にする方法としては、情報を公開しないことがもっとも簡便で確実な方法である。特に破産手続のうち個人の同時廃止事件については、配当手続はなく、公告の廃止により情報公開が制限されても債権者の不利益は小さいと思われる。また債権者から漏れた者は、免責について破産法 253 条 1 項 6 号で個別に判断すればよい。破産者は免責されない債権者の出現というリスクと引換に破産というプライベートな情報を公開されないというメリットを享受すると考えることもできる。

なお、個人でも管財事件の場合は、配当を前提とし、破産者のより詳細な情報公開の必要性もあることから、公告は維持されるのもやむを得ない。ただし、公告をする情報を後記のとおり変更するべきである。また、法人については、現行の公告制度維持で問題はない。

個人再生事件については、債権者が手続から漏れても、後日の弁済を受けることは可能であり、破産同時廃止事件と同様に公告制度を廃止することも考えられる。しかし、手続から漏れることは、議決権を確保できないことにつながり、公告の役割は一定程度あると思われる。個人再生事件では公告制度を維持するのもやむを得ないが、後記のとおり公告する情報を変更するべきである。

4 公告をする場合の情報の範囲

上記のとおり、個人の破産管財事件、個人再生事件において公告の必要性が認められる部分はあるものの、現状のままで続けていくことは、不当な利用の温床となることは間違いなく、公告される内容については、変更するべきである。公開が原則とされている訴訟手続においても、個人情報保護は一定程度はかられていることを考えると、破産・再生事件が住所・氏名を全世界に向けて無防備に発信していることは重大な問題がある。

そこで、IT化に伴う新たな公告内容としては、債務者の住所を掲載しないことを提案する。しかし、債権者が債務者個人を特定できないと公告の意味をなさないので、氏名の他、生年月日を新たに記載事項とすることを合わせて提案したい。

管轄裁判所、事件番号はこれまでどおり記載することとし、氏名、生年月日で債務者に該当すると思われる場合、債権者ら利害関係人は裁判所に照会をすることで債務者の特定を可能とする。金融機関では生年月日情報が債権者特定に役立っており、現行の公告内容である現住所よりも債権者にとっては有益なこともあり得る。

また、個人情報保護のために、氏名については漢字表記をやめてフリガナだけとすることも検討すべきである。

なお、破産法、民事再生法では、申立人の住所を公告内容とする定めはなく、公告内

容の変更は必ずしも法改正による必要がない。

仮に破産同時廃止事件においても、公告を維持するとすれば、上記のとおり公告内容の変更は行うべきである。

5 変更される公告制度の補完の検討

上記の公告についての何らかの方策を採ると、債権者の大半を占める金融機関への影響が懸念される。公告が廃止される手続については、裁判所設置端末での情報公開を検討してもよいと思われる。また、公告内容が変更となる手続では、住所が公告されないことで債務者を特定できないことに備えて、ウェブ上で公告された情報が債権者自身が管理している情報と一致するかどうか確認できるシステム（事件番号に加えて債務者の住所の一部を入力すると、事件の当事者と一致するかどうか確認できるシステムなど）を構築することで、変更される公告制度の補完になり得る。

6 既存の破産情報の公開の制限と破産情報を正当な理由なく第三者提供した者への罰則強化

既存の破産者等の情報は、現在でも某掲示板に記録が残っていることは触れたが、現在も官報のインターネット掲載により、日々新たな破産者に関する情報が世界中に向けて発信されている。また、過去の官報検索サービスにより、いつでも過去の事件の破産者等の情報を入手できる。

今後破産者マップ問題が再燃する可能性は残されており、個人情報保護委員会による行政対応だけでは対策として不十分である。過去の個人の破産事件等の情報公開を制限し、違反した者には個人情報保護法より重い罰則を定め、罰則を強化するべきである。また、過去の官報検索サービスからは、容易に破産者等をデータベース化できないように検索方法を改めるべきである。「破産」だけでは表示されず、個人名を入力したら、その事件のみ表示されるようにするなどの工夫で、過去の官報情報を生かしたまま十分対処が可能である。

7 おわりに

倒産手続のIT化において公告方法や内容をどのようにするかは切り離せない問題であり、IT化によって、今後いっそう債務者が安心して手続を受けることができるよう、上記のとおり提案する。